政令第三百八十二号

国税通則法施行令の一部を改正する政令

内閣は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の施行に伴い、及び国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　国税の更正、決定等の期間制限（第二十九条・第三十条）」を「第七章　国税の更正、決定等の期間制限（第二十九条・第三十条）　第七章の二　国税の調査（第三十条の二―第三十条の四）」に改める。

第六条第二項中「添付するものとする」を「添付しなければならない」に改める。

第二十五条第二号中「をいう」の下に「。第三十条の二（蒸留機等の封を施す箇所）において同じ」を加える。

第二十九条中「第七十条第三項（国税の」を「第七十条第一項第一号（国税の更正、」に改める。

第七章の次に次の一章を加える。

第七章の二　国税の調査

（蒸留機等の封を施す箇所）

第三十条の二　法第七十四条の四第五項ただし書（当該職員の酒税に関する調査等に係る質問検査権の規定により蒸留機（配管装置を含む。）及び酒類の輸送管（流量計を含む。）につき封を施すことができる箇所は、次に掲げる箇所とする。

一　各部の接続部分

二　留出液のたれ口

三　留出液の試験採取口

四　前三号に掲げるもののほか、蒸留物を取り出すことができる箇所

（提出物件の留置き、返還等）

第三十条の三　国税庁、国税局若しくは税務署又は税関の当該職員（以下この条及び次条において「当該職員」という。）は、法第七十四条の七（提出物件の留置き）の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2　当該職員は、法第七十四条の七の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3　当該職員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

（調査の事前通知に係る通知事項）

第三十条の四　法第七十四条の九第一項第七号（納税義務者に対する調査の事前通知等）に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　調査（法第七十四条の九第一項第一号に規定する調査をいう。以下この条において同じ。）の相手方である法第七十四条の九第三項第一号に掲げる納税義務者の氏名及び住所又は居所

二　調査を行う当該職員の氏名及び所属官署（当該職員が複数であるときは、当該職員を代表する者の氏名及び所属官署）

三　法第七十四条の九第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に関する事項

四　法第七十四条の九第四項の規定の趣旨

2　法第七十四条の九第一項各号に掲げる事項のうち、同項第二号に掲げる事項については調査を開始する日時において同項に規定する質問検査等を行おうとする場所を、同項第三号に掲げる事項については納税申告書の記載内容の確認又は納税申告書の提出がない場合における納税義務の有無の確認その他これらに類する調査の目的を、それぞれ通知するものとし、同項第六号に掲げる事項については、同号に掲げる物件が国税に関する法令の規定により備付け又は保存をしなければならないこととされているものである場合にはその旨を併せて通知するものとする。

第三十八条第一項第一号中「及び第四項」を「及び第六項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六条第二項の改正規定及び次条の規定　公布の日から起算して二月を経過した日

二　目次の改正規定、第二十五条第二号の改正規定及び第七章の次に一章を加える改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定　平成二十五年一月一日

（更正の請求に関する経過措置）

第二条　改正後の国税通則法施行令第六条第二項（更正の請求）の規定は、前条第一号に定める日以後に税務署長に提出する更正請求書（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）第十七条（国税通則法の一部改正）の規定による改正後の国税通則法第二十三条第三項（更正の請求）に規定する更正請求書をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に税務署長に提出された更正請求書については、なお従前の例による。

（酒税法施行令の一部改正）

第三条　酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九条」を「第五十八条」に改める。

第五十八条を削り、第五十九条を第五十八条とする。

（印紙税法施行令の一部改正）

第四条　印紙税法施行令（昭和四十二年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第二十条を次のように改める。

第二十条　削除

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十三年十二月二日

財務大臣　安住　淳

内閣総理大臣　野田　佳彦

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百八十三号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の施行に伴い、並びに同法附則及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節の五　認定研究開発事業法人等の課税の特例（第三十六条の三）」を「第三節の五　認定研究開発事業法人等の課税の特例（第三十七条）　第四節　協同組合の課税の特例（第三十七条の二・第三十七条の三）　第四節の二　認定農業生産法人等の課税の特例（第三十七条の四・第三十七条の五）　第四節の三　交際費等の課税の特例（第三十七条の六）」に改める。

第三節の五　認定研究開発事業法人等の課税の特例（第三十七条）

第四節　協同組合の課税の特例（第三十七条の二・第三十七条の三）

第四節の二　認定農業生産法人等の課税の特例（第三十七条の四・第三十七条の五）

第四節の三　交際費等の課税の特例（第三十七条の六）